

てきた日本社会も、凶悪事件を始めとして種々の犯罪が横行し、検挙率の低下もアメリカ並みになってくるなど、地域生活が安全なものとは決して言えない状況を迎えている。さらに、犯罪の多様化によって、全ての人がこれまで以上に、何らかの犯罪に遭遇する可能性も高まっている。例えば、従来の詐欺は相手の欲や見栄につけ込むため、対象者がある程度限定されていたが、善良な人の不安や優しさにつけ込む近年の振り込め詐欺などは、電話によって無作為抽出的に対象を選択し、多くの被害者が生まれている。また、リフォーム詐欺や靈感商法など人々の不安をターゲットにした犯罪に巻き込まれ、だまされて多額の商品等を買ってしまったりする事は、既に身近に起きている現象である。

さて、こういった状況にある地域社会に、地域生活中心の施策の推進が図られ、これまで以上に多くの障害者を迎え入れるに当たって、犯罪加害の可能性のみ言及されてきたが、むしろ自己防御の能力に乏しい障害者の方が犯罪被害に遭う可能性が高い事を、地域精神保健福祉活動により障害者を支援する立場にある関係者は想定しておく必要がある。

#### 「犯罪被害の予防対策」

- 一次予防：安全対策・危機管理の上で、なんと言っても重要なのは、犯罪被害に遭わないための事前対策である。そのためには、支援関係者が犯罪被害に対する危機管理意識をもつ事が重要である。次に、多種多様な犯罪に対する備えをすることは困難であるが、上述の事例にあるように、精神障害の特性、生活環境、支援体制等により想定される犯罪被害は限定されるであろうから、それぞれに応じた対策を用意しておく必要がある。例えば、財産被害のばあい、心理教育や一般的な話題などを通じて、障害者にも防犯意識を高めてもらうことや、状況によっては、成年後見制度や社会福祉協議会等が行っている財産保全や財産管理サービスの導入を考慮する。また、Fitzgerald 等 (4) によれば、統合失調症圏の患者が受ける犯罪被害の主要な要因は、有意義な日常生活活動が欠如していることであると報告しているように、生活全般の見直しを図っておくことも必要である。
- 二次予防：図らずも起きてしまった犯罪被害に対する応急対策である。如何に早期発見し、早期の対応が出来るかであるが、傷害などは目に見える明らかな事態であるので、自ら状況を語ってくれたり、関係者が尋ねることで、見過ごされることは少ないが、その他の犯罪被害の場合には、なかなか語りにくい事案であったり、怖れや不安、あるいは困惑によって語れなくなっているため、関係者に気づかれないことも起きうる。その場合でも、何らかの兆しが、日常生活上の行動の変化や精神状態の変化として現れる事が多いので、関係者がその背景にある何らかの被害体験を想定できるかが鍵を握っている。また、もし語られることがあっても、精神症状の悪化に伴っての場合には、被害妄想の増悪など見誤られる可能性があるため、注意が必要である。また同時に、一般的な犯罪被害者支援にあるような、法的な支

援や相談体制の確保を図る対応が求められる。

- 三次予防：事後対策として、個々の事例に則した安全対策の見直しを中心に介入する必要がある。財産被害の場合には何度も標的にされる可能性が高く、犯罪被害の再発防止のために安全対策が早急に求められるし、また犯罪被害の体験が、精神症状や生活の質に影響を与え、これらが遷延化している場合が多いので、安全感の保障のために、医療機関、支援関係者との間で連携を図りながら安全対策を構築する必要がある。

社会復帰が促進され地域生活中心に進んでいく精神保健福祉の在り方は、望ましい事であるが、その一方、受け入れる地域が必ずしも安全・安心な社会とは言えない時代状況になってきている。社会体験に乏しい慢性期の精神障害者や、あるいは在院日数の短縮化による早期退院が進められる中で精神状態が不安定化しやすい急性期型の精神障害者は自己防御能力に乏しく、支援する体制も十分なものとは言えない現状を踏まえると、「他害のおそれ」よりもむしろ「被害を受けるおそれ」の視点を支援していく際に持つておく必要がある。ここでは、網羅的にすべての安全対策・危機管理に触れることは困難であるが、個々の事例に則した安全対策・危機管理を現場において講じていくことが求められる。

#### 文献

- (1) Walsh E、Moran P、Scott C、et al.:Prevalence of violent victimisation in severe mental illness.Br J Psychiatry.2003 Sep;183:233-8
- (2) Teplin LA、McClelland GM、et al.:Crime victimization in adults with severe mental illness:comparison with the National Crime Victimization Survey.:Arch Gen Psychiatry.2005 Aug;62(8):911-21
- (3) Honkonen T、Henriksson M、et al.:violent victimization in schizophrenia.:Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol.2004 Aug;39(8):606-12
- (4) Fitzgerald PB、de Castella AR、et al.:Victimization of patients with schizophrenia and related disorders.:Aust N Z Psychiatry.2005 Mar;39(3):169-74

## 8 Q & A

### (相談)

Q1 事件のことをいつどのように聞いたらいいですか。

A1 被害者が話したくないときはあえて聞かず、話したいときにきちんと聞くことが基本的な姿勢ですが、自分から言い出せず、聞いてもらいたい、聞いてもらうのを待っている場合も少なくありません。初期の段階から、「話せるようなら話してみてもどうか」と声をかけ、話すきっかけをつくることも必要となります。もちろん被害者が望んでいない時に、気持ちが不安定な状態でトラウマを詳細に語らせるような治療法は控えなければなりません。しかし、どのような事件で、どのような衝撃を受けたか、どう感じているかについては、トラウマに焦点をあてた精神療法的な治療とは別のものとして、被害者が話せる範囲で、確認しておくほうがよいでしょう。また、事件について話した後は必ず本人に「話してみてもどうだったか」を尋ね、気持ちをサポートする時間を十分に確保することも大切です。多くの場合、被害者が話したくて話す時には、苦痛を感じたとしても、問題は少なく、むしろ聞いてもらえないほうがショックや不信感につながると言われています。

Q2 相談者による二次被害を防ぐにはどうしたらいいですか。

A2 被害者に対する言葉で、必ず安心する、嬉しいと思う言葉はありませんが、「あなたの言うことを信じている」「あなたの力になりたい、あなたは一人ではない」「あなたは悪くありません」というメッセージを伝えることが大切です。被害者を傷つける言葉として、以下のようなものがあります。

「気持ちの持ちよう」「がんばれ」「早く忘れて元気になるよう」などの励まし、

「派手な生活をしているから」「日ごろから夜遊びしているから」など被害者にも責任があると示唆するような発言、

「これからいいことがある」「絶対大丈夫」など根拠のないなぐさめ、などです。

### (経済的支援)

Q3 犯罪被害者に対する経済的な給付制度はあるのですか。

A3 犯罪被害者の損害は、本来は加害者が賠償しなければなりません。しかし、加害者に損害賠償をする能力がないなど、賠償が受けられない場合には、犯罪被害者等給付金の支給を受けられることがあります。また、犯罪被害者のための固有の制度ではありませんが、生活保護制度や、母子支援制度、児童扶養手当制度、年金制度など、一般の福祉制度が利用できる場合があります。犯罪被害者等給付金及び福祉制度については、第2章を参照してください。

### (連携)

Q 4 種々の支援を必要としている事例の場合、総合的に対応してくれる機関はありますか、あるいは、どこの機関がイニシアティブをとったらいですか。

A 4 被害者は「切れ目のない支援」を求めていますので、適切な支援機関や団体を紹介するなど、関係機関等の連携が必要です。どこへ相談に行っても、そこから継続的な支援につながる大切です。すべてをカバーする機関はありませんが、民間団体の犯罪被害者支援センターでは、ボランティアを中心に直接的支援など公的機関では困難な支援を行っているところもあります。平成 19 年 10 月 1 日現在、45 都道府県 46 団体が活動しています。支援内容に応じて、最寄の支援センターとも連携しながら支援していくとよいでしょう。

Q 5 事例によっては警察に不満があったり、利害関係が生じている場合はどうしたらいいでしょうか。

A 5 まず被害者がどのような支援を望んでいるか、被害者の話をじっくりと聞いて見極めることが大切です。気持ちの整理がつかずにどう対処してよいか混乱している場合もあるからです。担当の刑事等への不満であれば、各都道府県の「犯罪被害者対策室」にまず相談してみるのがいいと思います。また、民間被害者支援団体も警察の事情をわかっているので、配慮してもらうように言うこともできます。法的な問題であることが明らかになれば、最寄の弁護士会の被害者支援担当窓口にご相談することができます。

Q 6 保健所、市町村と協働しながら地域でのケア体制（継続性を持たせた関わり）をどう構築するのですか

A 6 ケースバイケースですが、身近な相談機関としては市町村窓口や保健センターがあり、総合的な相談窓口としては都道府県の相談窓口や犯罪被害者支援センターがあります。必要に応じ、保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター、弁護士会、臨床心理士会、医療機関等が協働していくことになると思います。

### (自助グループ)

Q 7 犯罪被害者自助グループの活動を支援していくために、何が必要とされていますか？

A 7 自助グループへの支援策としては、相談窓口や支援体制などの情報提供、グループの広報や紹介、グループ運営に対する経済的な補助、例会への専門職としての参加、個別事例やグループ運営に対する専門職としての助言、運営スタッフへの技術支援やケア、関係機関との連携体制づくり、犯罪被害者について広く一般的な啓発を行うこと、などが考えられます。個々のグループの活動のしかたや体制、地域や保健関係施設のあり方によっても、必要とされるものは変わってくるでしょう。一方的に決めるのではなく、グループの実際のニーズをまず知ることが大切です。本文の第 5 章を参照してください。

## 参 考

## 1. 犯罪被害者支援の歩み

最近、日本における犯罪被害者対策は、積極的な進展を見せている。最初に、世界における歴史的な流れを解説し、日本における犯罪被害者支援の歩みを説明する。

### 1) 世界の被害者対策の流れ

刑事政策の中での被害者への対応には、歴史的に時代を三期に分ける必要がある。

「被害者の黄金時代」：古代・中世で、部族間での復讐が認められていた時代である。

「被害者の衰退時代」：刑事責任と民事責任の分化が進み、処罰権が国家に移行し、犯罪者の改善更生が重視されて、被害者が放置されていた時代である。

「被害者の復活時代」：1960年代から、忘れられた被害者の存在を放置する状況を批判する主張が高まり、被害者支援に目を向け始めた時代である。この時代が、現在も続いている。

### 2) 1960年代からの世界での被害者支援の流れ

#### (1) 第1段階（1960年代～1970年代）

犯罪被害者補償制度を導入し、被害者支援に目を向け始めた段階で、まず1963年には、ニュージーランドにおいて、続いて1964年には、イギリスにおいて被害者補償制度が導入された。その後は、国際的にも被害者補償制度が認められるようになり、多くの国において導入されることとなった。1960年代後半に、オーストラリア、アメリカ合衆国、カナダ、1970年代には、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、ドイツ、オランダ、フランスなどヨーロッパ大陸諸国で相次いで、この制度を導入した。

また、被害者支援のための民間ボランティア組織が、ドイツ、アメリカ合衆国、イギリスなどで1970年代半ばに誕生した。

#### (2) 第2段階（1980年代）

刑事手続きにおける被害者の法的地位の問題が提起された段階である。主に三つの問題が提起された。

「捜査や公判で被害者への配慮に欠けた対応（特に性犯罪の被害者に証言を強いる）が行われているのではないか？」

「現在の刑事司法制度では被害者の意思が全く反映されないのではないか？」

「刑事司法制度において被害者を保護・支援する必要があるのではないか？」

#### (3) 第3段階（1990年代）

刑事司法システムのあらゆる場面で、被害者支援の充実が模索されていた段階である。例えば、欧米では、被害者の証人尋問を、ビデオ装置を接続した別室で行うビデオリンク方式の導入とか、刑事和解プログラムの運用とかである。

### 3) わが国における被害者支援の流れ

日本において、犯罪被害者支援に向けた動きが本格化したのは、1990年代半ばに入っ

てからである。長きにわたって、犯罪被害者は「忘れられた存在」の地位に余儀なくされてきたのであった。わが国の歴史を振り返ってみる。

#### (1) 始動期 (1970年代)

1970年代に高まった、被害者補償制度の立法化運動に始まる。1966年には「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」が設立され、「被害者補償制度を促進する会」などの運動は存在した。しかし、犯罪被害者対策についての社会的関心の高まりには到らなかった。

1974年、こうした状況を一変させる出来事が発生したのである。「三菱重工ビル爆破事件」である。死者8名、重軽傷者380名に及ぶ被害が発生した。当時のわが国には、何らの救済措置も存在しなかったのである。国家的な救済の必要性が叫ばれ、1980年に国会において「犯罪被害者等給付金支給法」(昭和55年法律第36号)が制定され、翌年1月1日より施行されるようになった。(1980年～)

#### (2) 模索期 (1980年代)

犯罪被害者等給付金支給法の制定後は、被害者対策支援整備の機運は、急速に鎮静化してしまっただが、次の時代へと繋がる注目すべき動きもあった。

第1は、性犯罪の被害者保護の動きである。例えば、1983年には、東京強姦救済センターが設立されて、電話や郵便による被害者からの相談を開始した。

第2は、性犯罪被害者についての、「第二次被害者化・第三次被害者化」の問題が論じられるようになり、1990年代の刑事司法機関の性犯罪被害者対策の改善の契機となった。

\*「第二次被害者化」とは、刑事司法機関等の配慮に欠けた対応により、被害者の犯罪被害を更に深いものにするを指す。例えば、性犯罪では、それまでの被害者の異性関係や私生活などがむやみに暴露され、プライバシーが侵害されること。「セカンド・レイプ」とも呼ばれるものである。

\*「第三次被害者化」とは、第一次、第二次被害者化により、被害者は心身ともに苦悩を負ってしまうのであるが、そのような被害者に何ら適切な対応がなされずに放置されると、その被害者は更に自己破滅的な道をたどることがある。例えば、性犯罪の被害者が、親や周囲の人からの勧めで加害者を告訴することを断念させられ、悔しい思いをし、自閉状態に陥り、自己破壊的な行動に出るようなことである。

#### (3) 拡大・発展期 (1990年代)

犯罪被害者の精神的な支援を行う専門組織として、1992年に、東京医科歯科大学難治疾患研究所に、犯罪被害者相談室が開設された。

また、民間ボランティアによる被害者支援組織も相次いで設立され、1998年には、「全国被害者支援ネットワーク」が結成された。

被害者やその遺族らによる自助グループ結成も進み、1991年には「全国交通事故遺族の会」が、1997年には「少年犯罪被害者当事者の会」が結成された。

一方、刑事司法関係機関においても、被害者支援体制の強化が図られている。警察庁が1996年に、「犯罪被害者対策要綱」を制定し、全国の警察において被害者対策室の設置や、

性的犯罪の被害者を担当する女性警察官の配置などを実施した。被害者に対する情報提供を目的とした「被害者連絡制度」も導入された。

(4) 法的整備期（現在～）

2004年12月、「犯罪被害者等基本法」が公布され、2005年4月1日から施行された。また、2005年12月27日には、犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、現在、計画に基づき、様々な施策が整備されつつある。

4) 我が国での被害者支援のまとめの年表

資料として、犯罪被害者支援にかかわる、主な事件や法律制定の流れを示した。

資料：警察による被害者支援の経緯を年表に従って記載する

年 月 日	出 来 事
昭和 49 年 8 月 30 日	三菱重工ビル爆破事件
55 年 5 月 1 日	犯罪被害者等給付金支給法成立
56 年 1 月 1 日	犯罪被害者等給付金支給法施行
5 月 21 日	財団法人犯罪被害救援基金設立
60 年 8 月 26 日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第 7 回国際連合会議」 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則」採択
平成 3 年 10 月 3 日	犯罪被害者給付制度発足 10 周年記念シンポジウム開催 被害者の方自身により、精神的援助の必要性を指摘される
4 年 4 月	犯罪被害者実態調査研究会による調査（7 年 3 月報告書提出）
7 年 3 月 20 日	地下鉄サリン事件
8 年 2 月 1 日	警察庁において「被害者対策要綱」策定
5 月 11 日	警察庁に犯罪被害者対策室設置
10 年 5 月 9 日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11 年 5 月 15 日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」
5 月 26 日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律公布（11 月 1 日施行）
12 年 5 月 19 日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法を公布 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」
5 月 24 日	児童虐待の防止等に関する法律公布（11 月 20 日施行） ストーカー行為等の規制等に関する法律公布（11 月 24 日施行）
12 月 6 日	少年法等の一部を改正する法律公布（13 年 4 月 1 日施行）
13 年 4 月 13 日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布



	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
平成13年 7月 1日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（重傷病給付金の創設等）
14年 1月 31日	警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針公布（4月1日施行）
16年 6月 2日	改正DV法公布(12月2日施行)
12月 8日	犯罪被害者等基本法公布（平成17年4月1日施行）
17年12月27日	犯罪被害者等基本計画が閣議決定
18年 4月 1日	犯罪被害給付制度改正（重傷病給付金支給要件緩和等）

## 2. 犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画

平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法が第161回国会において成立し、12月8日に公布された(平成17年4月1日から施行)。また、平成17年12月27日、犯罪被害者等基本法の規定を受けて、政府は、犯罪被害者等基本計画を閣議決定した。

### 1) 犯罪被害者等基本法の概要（平成16年12月8日法律第161号）

第一条（目的）：犯罪被害者等の権利利益を保護

犯罪被害者等のための施策に関する理念を規定

国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

第二条(定義)：犯罪等とは犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族・遺族

第三条(基本理念)：

犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する

被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる

再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

第四条～第七条（国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等）

第八条～第十条（犯罪被害者等基本計画、法制上の措置等、政府の年次報告）

第十一条（相談及び情報の提供等）

第十二条（損害賠償の請求についての援助等）

第十三条（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十四条（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十五条（犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保）

第十六条～第十七条（居住及び雇用の安定）

第十八条（刑事に関する手続きへの参加に機会を拡充するための制度の整備等）

第十九条（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第二十条（国民の理解の増進）

第二十一条（調査研究の推進等）

第二十二条（民間の団体に対する援助）

第二十三条（意見の反映及び透明性の確保）

第二十四条～第三十条（犯罪被害者等施策推進会議）

#### 附則(抄)

第一条(施行期日)：公布の日から六月を超えない範囲内で政令の定める日から施行  
(平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行)

#### 2) 犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日、閣議決定）

基本計画は、計画期間を平成 22 年末までの約 5 年間とし、盛り込まれた施策の中で、実施可能なものは速やかに実施することとする一方、検討を要するものについては、検討の方向性を明示し、1～3 年以内に結論を出すことにしている。

この基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者やその支援に携わる者からの要望を聴取し、それらの要望を満たすための施策を、可能な限り基本計画に盛り込んでいる。

4 つの基本方針と 5 つの重点課題の下、合計 258(再掲を除けば 218)の施策を掲げている。

##### [4 つの基本方針]

- ☆ 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ☆ 個々の事情に応じて適切に行われること
- ☆ 途切れることなく行われること
- ☆ 国民の総意を形成しながら展開されること

##### [5 つの重点課題]

- 損害回復・経済的支援等への取り組み（42 施策）
- 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み（69 施策）
- 刑事手続きへの関与拡充への取組み（43 施策）
- 支援等のための体制整備への取組み（75 施策）
- 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み（29 施策）

次に重点課題の主だった施策について解説する。

#### (1) 損害回復・経済的支援等への取組（基本法第 12・13・16・17 条関係）：42 施策

<input type="checkbox"/> 損害賠償請求に関し刑事手続きの成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施(附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続きの成果を利用でき	
--	--

る我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施)	(法務省)
□ 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大(犯罪被害給付制度における支給範囲について、拡大の必要があることを前提に、1年以内に調査し、施策を実施)	(警察庁)
□ 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施(犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中のあるべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を配置して、2年以内に検討し、施策を実施)	(検討のための会①)
□ 公営住宅への優先入居等(自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施)	(国土交通省)
□ 事業主等の理解の増進(犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援等を実施)	(厚生労働省)

等

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(基本法第14・15・19条関係) 69 施策

□ 重度のPTSD(外傷後ストレス障害)等重度ストレス反応の治療のための高度な専門家の養成及び体調整備に資する施策の検討及び実施(犯罪被害者等のPTSD等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施)	(厚生労働省)
□ PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大(PTSDの治療等に係る医療保険適用範囲の拡大について、平成18年度の診療報酬改定で措置の実施)	(厚生労働省)
□ 犯罪被害者に係る司法関連の医学的知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討(犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施)	(厚生労働省)
□ 加害者に関する情報提供の拡充(更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当官を配置することを含め検討し、2年以内に実施)	(法務省)
□ 犯罪被害者等に関する情報の保護(①公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②証拠開示の際に被害者の氏名等関係者に知られないように求めることができる制度の導入にむけ2年以内に検討し、実施)(「住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会」の報告書を	(法務省)

踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う)	(総務省)
□ 職員等に対する研修の充実等(関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実)	(関係省庁)

等

(3) 刑事手続への関与拡充への取組(基本法第18条関係) : 43の施策

□ 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施(公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施)	(法務省)
□ 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施(犯罪被害者等に冒頭陳述等に内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施)	(法務省)
□ 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施(平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施)	(法務省)
□ 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施(仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施)	(法務省)

等

(4) 支援等のための体制整備への取組(基本法第11・12・22条関係) : 75の施策

□ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施(犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施)	(検討のための会②)
□ 犯罪被害者団体等専用ポータルサイト(インターネットへの入り口として、ユーザーが接続時に最初に表示し利用するウェブサイトのこと)の開設(犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体専用ポータルサイトを開設)	(内閣府)

□ 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施（更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配慮も含め、2年以内に検討し、施策を実施）	(法務省)
□ 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施（犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施）	(内閣府)
□ 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施（民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に調査し、施策を実施）	(検討のための 会③)

等

(5) 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（基本法第20条関係）：29の施策

□ 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進（学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等）	(文部科学省)
□ 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の実施（「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施）	(内閣府)
□ 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施（国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催）	(内閣府)
□ 犯罪被害者等に関する個人情報の保護（警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮）	(警察庁)

等

### 3. 犯罪被害者と司法制度

犯罪被害者等に関連する司法機関としては、警察庁（警察署）、検察庁、裁判所、矯正施設と保護観察所、少年法関連施設などの関係機関がある。

まず、犯罪被害者保護関連二法の成立や、少年法の改正、犯罪被害者等給付金支給法の改正などにより、従来と大きく変化した内容について解説する。

#### 1) 犯罪被害者保護関連二法

「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」（以下「刑訴法等改正法」と記載

する)及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」(以下「犯罪被害者保護法」と記載する)は、いずれも平成12年(2000)5月19日に公布され、現在施行されている。重要な事項について説明する。

#### 「刑事訴訟法等改正」

##### (1) 性犯罪の告訴期間の撤廃(刑事訴訟法235条1項1号):

改正前には、性犯罪の被害者(強姦、強制わいせつ等)は、犯人を知った日から6か月以内に告訴をしなければならず、それ以後の起訴は無効となっていた。しかし、性犯罪被害者にとって、犯行の直接的被害自体が身体的苦痛や心痛であった。またその上、被害者自身の告訴をするかしないかの非常に困難な選択は、事件が公になった後の公判での尋問での精神的苦痛や、プライバシーが侵害されることへの恐れも考慮したうえでの悲痛な決断であるといえるものである。従って、この6か月という告訴期間には合理性に欠けていると考えられ、結果的に犯人に不当に利することとなっていたため撤廃されたのである。

##### (2) 証人尋問の際の証人への付き添い(刑事訴訟法157条の2):

性犯罪の被害者や年少者が証人として尋問を受けるときには、証言中、被害者の不安や緊張を和らげるのに適切な者(例えば、親や心理カウンセラー)が証人に付き添うことが認められた。やはり、証人尋問がさらなる精神的被害を加えることが懸念され(第二次被害の防止の観点から)、被害者の緊張や強い不安感を軽減する目的がある。

##### (3) 証人尋問の際の証人への遮蔽措置(刑事訴訟法157条の3):

公判において、被害者等が証人として被告人や傍聴人の前で証言する場合、一定の要件の下に、証人と被告人又は傍聴人との間に、スクリーン(衝立)を置くなどの措置を採ることが認められた。これは、被害者等が証人として証言する場合、非常に強い精神的圧迫を受けることが多いためであり、その心理的プレッシャーを軽減するためである。尚要件としては、証人と被告人との間の遮蔽の方が、証人と傍聴人との間の遮蔽要件より、厳しくなっている。

##### (4) ビデオリンク方式による証人尋問(刑事訴訟法157条の4):

法廷での証人尋問の際、証人を法廷外の別室に在室させ、法廷にいる裁判官や検察官、被告人・弁護士がテレビモニターを通じ、映像で証人の姿を見て、音声を聞きながら証人尋問を行うビデオリンク方式による証人尋問を認めたのである。これは、性犯罪の被害者(特に年少の被害者の場合)は、法廷で証言する場合は、非常に強い精神的圧迫を受け、これが第二次被害となることがあるからであり、それを予防する目的もある。この方式は、暴力団等による組織的犯罪の被害者や目撃者が法廷で証言する場合でも適用される。

##### (5) ビデオリンク方式による証人尋問の録画(刑事訴訟法157条の4、321条の2):

性犯罪の被告人が複数いて、各被告人の公判が分離されている場合、被害者は証言の

繰り返しを避けるために、ビデオリンク方式による証人尋問の状況を録画し、訴訟記録に添付して調書の一部として、後の公判で一定の条件の下に証拠能力を認めることが認められた。これも、被害者の証言での精神的苦痛を、繰り返すことを防止する目的がある。

(6) 被害者等の意見陳述権（刑事訴訟法292条の2）：

公判において、被害者に、事件の当事者としての意見（被害感情や被告人に対する処罰感情等の意見）を述べる事が認められた。その意見は、量刑上の一資料とすることができる。それまでは、被害者は単に証人として、事実を聞かれるだけの存在であったが、この意見陳述制度は、被害者の意見をふまえた上で刑事司法が運営されることを明確にしたものである。被害者や国民の信頼を確保し、同時に被告人に、被害者の意見を認識させて反省を深め、その更生にも資することができるものと期待されている。

(7) 検察審査会の審査申立権の範囲の拡大（検察審査会法第2条、第30条）：

被害者だけでなく、その遺族(死亡した被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)も、不起訴処分になった事件の処分の当否の審査を申し立てることができるようになった。また、審査申立人は検察審査会に対して意見書又は資料を提出できる（同38条の2）。

「犯罪被害者保護法」

(1) 公判手続の優先的傍聴（犯罪被害者保護法第2条）：

裁判長は、刑事被告事件の公判において、被害者等から申し出があれば、被害者等を優先的に傍聴できるよう配慮しなければならないこととされた。このことにより、憲法第37条や82条にあるように、裁判は公開され誰でも傍聴できるが、被害者やその遺族は直接の被害者として事件の審理に高い関心を持っており、他の傍聴者とは同列に扱うことは適当でない判断されたのである。

(2) 公判記録の閲覧・謄写（犯罪被害者保護法第3条）：

被害者が損害賠償請求訴訟を起こした場合、刑事被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写を一定の要件の下に認められることとなった。従来までは、公判中の訴訟書類の閲覧については、公判に支障が生じたり、関係者のプライバシーが侵害されたりする恐れのあることにより、検察官、弁護士等の訴訟関係者以外は許可されないものと解されていた。

(3) 民事上の争いの刑事訴訟における和解（犯罪被害者保護法第4条）：

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争いについて合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。また、裁判所がその合意内容を公判調書に記載したときは、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有するものとされた。

この意義は、両者の合意内容を記載した公判調書に民事執行法上の債務名義性が与えられたことにある。そのことで、被告人が約束を果たさない場合には、前述の公判調書

によって、ただちに強制執行することが可能になり、被害者等は、費用や時間をかけずに、損害回復の実現を図ることが期待できるのである。

## 2) 改正少年法

改正少年法で、特に被害者の保護に関係している部分を説明する。

### (1) 保護者の責任の明確化（改正少年法第25条の2）

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。

少年の再非行を防止し、その健全育成を図るための保護者の役割が重要なことは言うまでもないが、従来から実務的に行われていた措置を明文化したものである。被害者等にとっても、意義深いことである。

### (2) 審判の方式（改正少年法第22条第1項）：

審判は、親切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。（下線部分が追加された）非行少年に十分な反省が見られない場合には、毅然とした態度でその点を指摘する必要性を明記したものである。

### (3) 被害者通知制度（改正少年法第31条の2第1項）：

家庭裁判所は、被害者等の申出がある場合、事件に係る少年の健全な育成を妨げるおそれがないと認められる場合①少年及びその法定代理人の氏名および住所、②（事件の終結の）決定の年月日、主文及び理由の要旨、を通知することとした。

被害者等の事件内容やその処分結果を知りたいという正当な要求に答えたものである。

### (4) 記録の閲覧・謄写（改正少年法第5条の2）：

被害者等が損害賠償請求訴訟を提起する等正当な理由のある場合に、審判確定後のみならず審判中においても、一定の条件の下で少年保護事件の非行事実に係る記録の閲覧又は謄写を認めることとした。

### (5) 被害者等の意見の聴取（改正少年法第9条の2）：

被害者等が事件に関する意見の陳述の申出をした場合、家庭裁判所は、相当でないと認める以外は、その意見を聴取しなければならない。

被害者等の意見は、少年の処分を決定する一資料となるし、また、少年が被害者等の心情や意見を受け止め、反省し、その更生にも資することが期待されている。

## 3) 改正犯罪被害者等給付金支給法

故意の犯罪により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に重大な傷害を負った被害者に対して、国が遺族給付金又は障害給付金を支給する犯罪被害給付制度は、昭和56



年（1981）1月から始まっている。平成13年12月末までの21年間では、約5千人の遺族等に対して、約119億円を支給してきたものである。平成13年4月の改正により、より一層の充実が図られた。また、平成18年4月以降に発生した犯罪被害については、重傷病給付金の支給範囲が拡大している。平成17年度でみると、申請者数465人、裁定に係る被害者数は412人（遺族給付金：209人、重傷病給付金：114人、障害給付金：71人）であった。また平均支給額は、遺族給付金では約454万円、重傷病給付金では約14.5万円、障害給付金では約235万円であった。ここ数年は毎年500人前後の申請者数である。

（1）支給範囲の拡大：

従来は、死亡及び重傷害（障害等級1級から4級の後遺障害）が支給対象とされていたが、次第に拡大され、平成18年4月以降に発生した犯罪被害者からは、障害給付金は障害等級1級から14級になり、重傷病の要件も緩和された。重傷病の要件は、療養の期間1月以上で3日以上入院することを要したこと（精神疾患の場合は、症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）となった。また、重傷病給付金の支給対象期間が、犯罪行為により負傷し（又は疾病にかかった日から）、1年間となった。

親族犯の支給制度も緩和され、夫婦間の親族間犯罪でも（DV法に基づく保護命令が出されているなどの犯罪に係る事情により、考慮される）、何分の一かの減額支給がなされることになった。

（2）支給金額の引き上げ：

支給法施行時に比べ賃金水準や物価の上昇が著しく、その最低額及び最高額についても根本的な見直しが行われている。

例えば、1999年では、遺族給付金の最高額は最低が220万、最高が1079万であったが、2005年度の実績では、遺族給付金の平均支給額は約454万円で、最高額は約1500万円であった。

（3）犯罪被害者等早期援助団体への指定：

公安委員会が、一定の条件の下に、犯罪被害者等への早期支援（例えば、犯罪被害者等給付金の支給を受けるための裁定の申請の援助など）を行うために、特定団体を指名できる制度で、現在全国で十数か所の被害者支援団体が指定を受けている。

3）各機関における犯罪被害者関連の司法制度

犯罪被害者支援のための、司法制度における最近の新しい取組については、すでに詳述しているので、それ以外の各関連機関における司法制度（犯罪被害者支援への対策等）について説明する。

（1）「警察における対策」

警察は、犯罪被害者と事実上最も密接にかかわる機関である。警察はもっぱら、国民（公共）の安全と秩序の維持のための施設であるとの認識があり、国民の権利・自由の

保護のために存在しているといっても過言ではない。

警察のほとんどの活動は、被害者ないし潜在的な被害者でもある一般市民の保護のためのものである。現在、被害者の権利や自由を保護することを本来的な任務としている行政機関の中心は警察なのである。

しかし、従来、被害者が警察からの事情聴取等におけるその対応の不手際から、二次的被害を受けることも多く、被害者側の不満は小さくなかった。

この「忘れ去られた存在」であった犯罪被害者の対策に、警察が本格的に取り組みだしたのは、「被害者対策要綱」が制定された平成8年からであろう。この制定により、各都道府県警察に被害者支援の取組が広がっていったのである。

これは、当時の警察庁長官であった國松孝次氏の強力なリーダーシップの影響も大きい。犯罪の被害者の人権を尊重し、適切な処遇と各種の支援の必要性を重視し主張したことが、犯罪の質的悪化と量的増大に危惧した国民に受け入れられたのである。

#### ①「被害者対策要綱」：要旨説明

警察における被害者対策の基本的な考え方は、次の三点である。

##### a) 警察の設置目的の達成：

警察は、「個人の権利と自由を保護」することを目的に設置された機関であり、犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、自らの設置目的を達成するために当然行うべき事柄である。それゆえ、被害者のための活動は、単なるサービスや警察の他の目的達成のための付随的なものではなく、被害者の人権を守るという自らの任務を全うする上での基本的なものとして位置づけられる。

##### b) 捜査活動への被害者の協力確保：

犯罪の通報や被疑者の特定等に資する重要な証拠の提供は、当然犯罪の被害者によりなされる場合が大半であり、捜査活動を進めるに当たっては、こうした被害者の協力を得る必要がある。被害後の不安かつ混乱した状況にある被害者に対し、適切な被害者支援を行い、被害者の警察に対する信頼を早期に得ることは、事情聴取等の捜査活動を円滑に推進するための基本である。

##### c) 捜査過程における被害者の人権の尊重：

犯罪捜査を行うに当たり、何人の人権も尊重しなければならないことは当然であるが、犯罪被害により精神的打撃を受けている被害者への対応には、特別の配慮が必要である。被害者の人権の尊重は、国連の被害者の人権宣言（資料1）においても、「被害者は、同情と彼らの尊厳に対する敬意を持って処遇されなければならない」とされている。

次は、警察における被害者対策推進上の基本的留意事項についてであるが、五点を簡単に説明する。

##### a) 被害者ニーズへの対応：

被害者の信頼と期待にこたえる活動でなくてはならず、その推進に当たっては、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに合理的に対応する形で行っていくことが基本である。

b) 総合的な施策の推進：

被害者のニーズは極めて多岐にわたるため、警察部内においても、犯罪捜査部門だけでなく、地域部門、少年部門、生活安全部門、広報担当部門など、様々な分野で密接に連携しながら対応していく必要がある。組織全体による総合的施策を推進することが重要である。そのため、警察庁や都道府県警察本部に「犯罪被害者対策室」等が設置されている。

c) 重点的な施策の推進：

この要綱で対象としている被害者は、刑法犯罪による被害はもとより、交通事故、悪質商法、家庭内暴力、ストーカー等の被害も含まれている。しかし、一番深刻な精神的・身体的被害を受けているのは、女性の性犯罪被害者や、殺人及び傷害致死被害者の遺族であり、まずそこに重点を置いた支援から推進することとした。

d) 他機関、民間団体等との連携：

被害者の支援は独り警察だけでなし得るものではない。国連の被害者の人権宣言においても、「被害者は、政府、ボランティア、自治体、地域から、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる」とあるように、社会全体の支援の必要性を言及している。そこで、警察では、行政機関、法曹界、医師会、臨床心理士会、被害者支援民間ボランティア団体等とのネットワークを構築して連携を強め、協力し合って被害者の幅広いニーズに応えている。

e) 各都道府県警察における独自施策の推進：

この要綱は、全国警察が行うべき被害者対策の基本的指針と、推進すべき施策を示したものであるが、各都道府県では、その趣旨を十分理解し、要綱の確実な実践とともに、各地域にふさわしい独自施策を立案・実施し、多彩な支援が全国で展開されるように推進する。

②被害者支援施策：現在実施されている施策を（すでに詳述したものは除く）極簡単に紹介する。

a) 被害者に対する情報提供：

「被害者の手引き」というリーフレットが作成されていて、被害者等への必要な情報として、配布されている。また、捜査状況、被疑者の検挙・処分状況を連絡してくれる被害者連絡制度が実施されている。被害防止や不安解消を求める被害者の要望に応じて、交番等の地域警官による訪問・連絡活動も行われている。

b) 二次被害の防止・軽減：

被害者が最初に出会う警察官の対応の重要性から、警察職員に対する教養の徹底、性犯罪の被害者に対応する性犯罪捜査指導官や性犯罪捜査指導係が設置されている。また、女性捜査官の配置等により性犯罪捜査体制が整備され、警察署内に、被害者のプライバ

シーを配慮した落ち着いた事情聴取室も整備されている。

c) 精神的被害の回復：

カウンセリングの知識や臨床心理士の資格を有する者の警察職員の採用等により、カウンセリング体制の整備や、被害少年に対するサポート体制の推進が行われている。

d) 「指定被害対策要員制度」の実施：

捜査員とは別に、被害直後の危機介入に対応できる専門的訓練を受けた指定被害者対策要員制度が実施されている。

e) 再被害の防止：

被害者周辺の重点的パトロール、緊急通報装置の貸出し、身辺警護などが行われている。

f) 被害者支援ネットワークの構築：

各都道府県に地域レベルや警察署レベルでの被害者支援ネットワークを構築し、多彩な被害者のニーズに応えるべく、各界の関係機関、団体、企業等の参加を得て地域社会全体での被害者支援の進展を図り、民間ボランティア団体との協力・連携体制をとっている。

(2) 「検察における対策」

平成6年4月からは全国統一の制度として、「被害者等通知制度実施要領について」(刑事局長依命通達)が策定され、被害者や目撃者からの希望があるときは、検察官から被害者等に対して事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知することとなった。被害者保護や新しい刑事立法についてはすでに紹介している。

①被害者等通知制度：

公訴権を有する検察が被害者の心情を真摯に受け止め、これを検察活動に反映させて、国民の期待と信頼に応えるとともに、刑事処分の結果等の情報を被害者等に提供することによりその理解を得ることは、被害者等に対する刑事政策的配慮の一環として極めて重要であるとの認識のもと、行われるようになった。

通知の対象者は、㊸被害者及びその親族又はこれに準ずる者、㊹目撃者その他の参考人、㊺被害者等が代理人として弁護士を依頼した場合には、委任状を徴するなど委任の有無を確認した上でその弁護士、である。

通知の内容は、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果、公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、拘留及び保釈等の身柄の状況、並びに公判状況等の事件の処理結果に準ずる事項である。

「裁判所における対策」、「保護観察所における対策」

これは、すでに紹介している。

(参考文献： 講座「被害者支援」Ⅰ～Ⅴ巻、東京法令出版、2000 年より  
Ⅰ巻：「犯罪被害者支援の基礎」、宮澤浩一・國松孝次、監修